

次期滋賀県障害者プランの策定について

1. 趣旨

現行の滋賀県障害者プラン（H27～R2）においては、基本理念に「県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現～みんなでいっしょに働き、みんなとまちで生きる～」を掲げ、「“地域でともに暮らし、ともに学び、ともに働き、ともに活動することの実現”」を基本目標として、各施策に取り組んできました。

近年、県内の3障害手帳を保持する者は増加傾向にあり、また、高齢化や障害の重度化、発達障害や難病が障害福祉施策の対象に加えられるなど、障害が多様化しているところです。

こうした状況に対して、国においては、障害者権利条約の締結・批准や、障害者基本法の改正、障害者差別解消法の施行等が行われ、県においても平成31年4月に「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を施行しました。

現行プランは今年度最終年度を迎えることから、これまでの取組を評価し、成果と課題を明確にするとともに、滋賀県基本構想をもとに障害者の現状や国の障害者施策を踏まえて、本県における障害者施策の一層の推進を図るため、令和3年度からの新しい計画を策定します。

2. 計画の位置付け

- ・障害者基本法第11条第2項の規定に基づく都道府県障害者計画
- ・障害者総合支援法第89条第1項の規定に基づく都道府県障害福祉計画
- ・児童福祉法第33条の22第1項の規定に基づく都道府県障害児福祉計画

3. 計画期間

令和3年度(2021年度)から令和8年度(2026年度)の6年間(障害者計画)

※うち重点施策および障害福祉計画／障害児福祉計画部分は3年間

4. スケジュール

- | | |
|---------|---|
| 令和2年 6月 | 第1回障害者施策推進協議会（現プランの進捗状況・評価） |
| 7月 | 分野ごとの小委員会①（現プランの評価等）/当事者団体意見照会 |
| 8月 | 第2回障害者施策推進協議会（骨子案） |
| 9月 | 分野ごとの小委員会②（骨子案） |
| 10月 | 厚生・産業常任委員会に報告（骨子案） |
| 11月 | 第3回 障害者施策推進協議会（素案、県民政策コメント） |
| 12月 | 厚生・産業常任委員会に報告（素案）
県民政策コメント・各市町への意見照会 |
| 令和3年 2月 | 第4回障害者施策推進協議会（最終案） |
| 3月 | 厚生・産業常任委員会に報告（最終案） |

5. その他

以下の5点に留意し、実態に即した分かりやすい実効性のあるプランとなるよう策定に取り組みます。

①障害当事者からの課題の把握、協議への参加

- ・当事者への生活実態調査結果の活用
- ・当事者団体等へのヒアリングの実施
- ・当事者の小委員会等議論の場への参加

②社会情勢、国の施策動向等を踏まえた協議

- ・障害者権利条約、SDGs
- ・障害者基本計画、障害福祉計画基本指針等

③施策の「見える化」等による「分かりやすさ」の推進

- ・文章構成の工夫、図表の活用等

④プランの進捗や目標達成状況の評価の明確化

- ・目標数値や活動指標の設定

⑤効果的なプランの推進体制、策定後の進捗管理

- ・施策推進協議会と県障害者自立支援協議会等

I プラン策定の基本的な考え方

【プラン策定の趣旨】

- 国の動向、県の基本構想、これまでの取組成果と課題を踏まえ、ノーマライゼーションおよびソーシャルインクルージョンの理念が浸透した共生社会の実現に向けた指針および実施計画
- 障害のある人や関係者の意見を反映するとともに、市町が策定する同様の計画との連携・調整を図り、市町計画の達成に資するプラン
- 災害時や新型コロナウイルス等の感染症流行時においても、障害のある人の「いのち」と「くらし」を守ることに資するプラン
- 「持続可能な開発目標（SDGs）」（目標3（福祉）、4（教育）、8（雇用）、10（不平等是正）、11（居住）」に関する取組の加速化に寄与するプラン
- 系賀氏の実践をはじめ、現場の先駆的な取組を県や国における施策化につなげてきた本県の障害福祉の歴史を踏まえ、発展を目指す

【位置付け】

- 新滋賀県障害者プラン（仮）は、障害者基本法に基づく障害者計画、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画、児童福祉法に基づく障害児福祉計画を一体的に定めるもの。
- 障害者施策についての基本的方向を示し、実効性ある施策を総合的かつ計画的に推進し、障害福祉サービス等・障害児支援の整備目標と確保策について示すもの。

【計画期間】

令和3年度（2021年度）～令和8年度（2026年度）
（6年間）
※重点施策等については3年目に評価および必要に応じた見直しを行う。

II 滋賀県が目指す共生社会

基本理念と2つの起点

「県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現」
～みんなとまちで生きる、みんなでいっしょに働く～
「人」と「まち」を起点に考える

基本目標と5つの視点

「すべての人が基本的人権を尊重され、地域とともに暮らし、ともに育ち・学び、ともに働き、ともに活動する」
「その人らしく」「いつでも」「だれでも」「どこでも」「みんなで取り組む」の5つの視点から施策を進める
※「いつでも」には災害時や新型コロナウイルス等の感染症流行時を含む

5つの領域と基本的な施策の方向性

- 基本的な施策の方向性を示すために、「①共生社会づくりを基盤とし、「②ともに暮らす」、「③ともに育ち・学ぶ」、「④ともに働く」、「⑤ともに活動する」の5つの領域を設定
- 相互の関連性に留意しつつ、領域ごとに県における現状を確認、あるべき姿を描き、課題を整理した上で、施策の方向性を示す

下線部分は特に強調するべき項目

	【現状】	【あるべき姿】	【課題】※は新たに整理された課題	【施策の方向性】
① 共生社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「令和元年度障害のある人の生活と福祉に関する調査（以下実態調査）」結果より、①どのような差別を体験したか：陰口等23.5%、じろじろ見られる17.7%、障害理解がない17.6%、相談しても聞いてもらえない18.8% ②用語の認知度：「バリアフリー」67.3% 「障害者差別解消法」21.5% 「合理的配慮」17.4% 「県条例」14.3% 「障害の社会モデル」11.8% 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 不当な差別的取り扱いをされることなく、合理的配慮が受けられる。 ■ 移動等の行動が制限されることなく、必要な情報を適切に受け取ることができる。 ■ 必要に応じた支援を受けながら日常生活や社会生活の場面で意思を決定することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 支援を受けながら地域で暮らしたり、一般企業で働いたりすることが「障り」であると県民や企業が認識されていない。 ■ 障害者差別解消法や障害者基本法の共生社会づくりの理念や内容が県民に周知されていない。（※） ■ 意思決定支援が生活の場面で十分に実施されていない。（※） ■ 移動や様々な情報取組が障害のある人には利用しにくい状況がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 県民の障害理解の促進や福祉のまちづくりの推進 ■ 障害者差別解消法や共生社会づくり条例の理念や内容について周知、障害者虐待防止法による取組を強化 ■ 意思決定への支援が適切に実施されるための人材育成強化 ■ 公共の交通機関や建物のユニバーサルデザイン化、情報取得における意思疎通支援の実施やICTの活用によるアクセシビリティ強化
② ともに暮らす	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害福祉サービス利用に係る計画作成済人数（R2年3月実績：11,221人、内セルフプラン率：16.4%） ■ グループホームの定員数（R2年3月実績：1,443人、R2年度見込み量：1,477人、達成率：97.7%） ■ 障害者支援施設からの地域移行の状況（H30～R1年度実績：12人、R2年度時目標：45人、達成率：26.6%） ■ 実態調査結果より、①主な介護者：父母45.5%、ヘルパー等36.5% ②相談する相手：家族70.7%、障害福祉サービス事業所職員16.7%、相談支援専門員8.5% 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生活の場の選択の機会が確保されている。 ■ いずれの生活場面（新型コロナウイルス等感染症流行時も含む）においても障害の程度や状況に応じた適切な支援を受けられる。 ■ 身近な地域で相談でき、必要な支援に繋がったり、伴走的な相談支援を受けられる。 ■ 専門的な医療や取組に配慮された診療を受けられる。 ■ 災害時避難に支援を受けられ、避難所等での生活に必要な支援を受けられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ グループホーム等の数は増加しているが、行動障害等の専門的な支援を要する人への住まいやお風呂に必要な支援が確保されていない。 ■ 支援のための人材の確保や研修の自給が十分ではない。（※） ■ 日常生活の「困りごと」を気軽に相談できたり、隣近所での専門的な相談支援を受けられる体制が十分ではない。（※） ■ 専門的な医療を提供できる機関が十分ではない。また、体調不良時等に障害の特性に配慮した診療を受けられない。（※） ■ 災害時等に避難できたり、避難所で必要な配慮を受けられる必要がある。（※） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住まいの場の確保や障害の特性に応じた介助・介護・見守り等支援の充実（体制整備、人材確保・育成） ■ 各分野の連携を図るとともに、属性にかかわらず各層のない市町による包括的な相談支援の体制整備を促進 ■ 保健福祉圏域における障害特性に応じた専門的な相談支援体制の充実 ■ 障害の状況に応じた専門的な医療の提供や障害の特性に配慮された診療を受けられる体制の整備 ■ 災害時の避難行動に支援を要する人の把握、実効性のある個別計画作成等、県における防災部局と福祉部局の連携を高め、市町における同様の連携と地域との協働
③ ともに育ち・学ぶ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害児通所支援の利用に係る計画作成済人数（R2年3月実績：4,572人、内セルフプラン率：20.2%） ■ 重心・医療ケア児に対応できる児童発達支援および放課後等デイサービスの整備（R1年度：5圏域、R2目標：7圏域、達成率：74.1%） ■ 実態調査結果より、①通園・通学の困りごと：職員数不足25.4%、通学方法が不便25.0% ②卒業後の進路希望：福祉サービス事業所18.1%、一般就労16.9%、大学・専門学校6.2% 	<ul style="list-style-type: none"> ■ どのような社会環境（新型コロナウイルス等感染症流行時も含む）においても早期発見・早期対応とライフステージに応じた切れ目のない発達支援を受けられる。 ■ 親が子の障害に起因する負担を負うことなく、安心して子育てができる。 ■ どのような社会環境（新型コロナウイルス等感染症流行時も含む）においても障害特性や年齢、障害状況に応じた教育を受けられることができる。 ■ 障害の有無にかかわらずともに学ぶ「インクルーシブ教育」が実現されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 早期発見・早期対応の取組や子育てにおける介護負担への対応が必要。 ■ 就学に向けた引き継ぎや、就学後の学校と地域の支援事業者との連携の強化が必要。（※） ■ 「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」を活用した十分な取組が進んでいない。 ■ 障害理解を深めるために、障害のある子どもとない子どもがともに過ごせる場が必要。（※） ■ 発達障害や心身障害、医療的ケア等に対応できる児童発達支援サービスが不足している。（※） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ライフステージに応じた切れ目のない支援を促進 ■ 必要な支援のもと障害の特性に応じた教育を受けることができる教育環境や相談支援体制の充実 ■ 一人ひとりの障害特性と相談ニーズを把握、その持つ力を引き出し高め、生活や学習上の困難を克服するための適切な指導と必要な支援の充実 ■ 障害の有無にかかわらずともに学ぶことができる「インクルーシブ教育」の推進 ■ 市町の体制整備への支援と専門的な支援人材の養成
④ ともに働く	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法定雇用率達成企業割合（R1年度実績：55.7%、R2年度目標：65%、達成率：85.7%） ■ 福祉施設から一般就労への移行した人数（R1年度実績：169人、R2年度目標：203人、達成率：83.2%） ■ 実態調査結果より、①就労状況：仕事をしていない49.0% ②仕事をしていない理由：高齢のため30.8%、病気のため21.8%、重度の障害のため15.9%、働く自信がない15.5% 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 働くことで地域生活の経済的な基盤が得られている。 ■ 働くことが生きがいとなり豊かな社会生活を営める。 ■ 障害のある人が地域社会で働き、暮らすことを県民や企業が理解している。 ■ 教育・福祉・労働の各機関の連携が図られ、切れ目のない支援が充実している。 ■ 企業等への就労支援や福祉的就労の場が確保されている。 ■ 障害の特性等に応じた訓練等を受けられ、適切な就労の場へつながるための相談支援が充実している。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業からの障害者雇用に対する需要が増えてきているが、就業への支援が追いついていない。（※） ■ 更なる一般就労の促進と中小企業での障害者就労状況の把握が必要。 ■ 障害のある人が働くことへの企業の理解を進める必要がある。 ■ 「しがしごと検定」は本人の働く意欲を高める効果が高く、企業からも評価が高いことからさらに広げていく必要がある。（※） ■ 実習を受け入れてくれる企業をさらに確保する必要がある。 ■ 就労と生活を支えるための相談機関の役割分担の明確化と連携を高める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中小企業を含めた企業での一般就労に向けた支援や福祉的就労の場の確保による「経済的基盤獲得の推進」 ■ 企業で障害のある人が「働く」ことについての理解促進 ■ 就業の促進と職場定着のため、教育・福祉・医療・労働の各機関と企業の連携強化 ■ 就労に向けた訓練・実習機会の確保、就業と生活を支えるための相談支援の充実
⑤ ともに活動する	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害者スポーツ県大会等の参加人数（R1年度実績：1,034人、R2年度目標：2,000人、達成率：51.7%） ■ 障害者アート公募展への応募者数（R1年度実績：247人、R2年度目標：380人、達成率：65%） ■ 実態調査結果より、①日常的な外出頻度：週1・2回30.5%、週3・4回16.2%、ほとんどなし8.0% ②日常的な外出の同行者：家族50.7%、一人32.3人、ヘルパー5.9人 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 気軽にスポーツを体験できる機会や活動を継続したり、競技力を高められる環境が確保されている。 ■ 文化芸術施設や図書館等のバリアフリー化や障害の特性に応じた演劇等鑑賞や読書等のしやすさへの配慮がされている。 ■ 造形活動や表現活動を体験できる機会や活動を継続できる環境、作品等を発表する機会が確保されている。 ■ 障害のある人が趣味や嗜好に応じた余暇活動を楽しんだり、本人活動や交流の機会が確保されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 気軽に（障害者）スポーツ等を体験できる機会を充実させる必要がある。 ■ 図書館や美術館等、障害のある人が読書や美術鑑賞を気軽にできるように利用しやすさ高める必要がある。（※） ■ 造形活動や表現活動の指導を行える人材が不足している。 ■ 本人活動を支える取組が必要である。（※） ■ ピアサポート等の活用により障害者支援における当事者性を高める必要がある。（※） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ スポーツを気軽に体験できる機会や活動を継続したり、競技力を高められる環境整備 ■ 文化芸術施設や図書館等のバリアフリー化、障害の特性に応じた演劇の鑑賞や読書等のアクセシビリティ向上 ■ 造形活動や表現活動を体験できる機会や活動を継続できる環境の確保と作品等を発表する機会の充実 ■ 障害のある人の余暇活動の充実 ■ 本人活動や地域における交流活動の支援を図るとともに、支援の当事者性を高めるピアサポート等の活性化